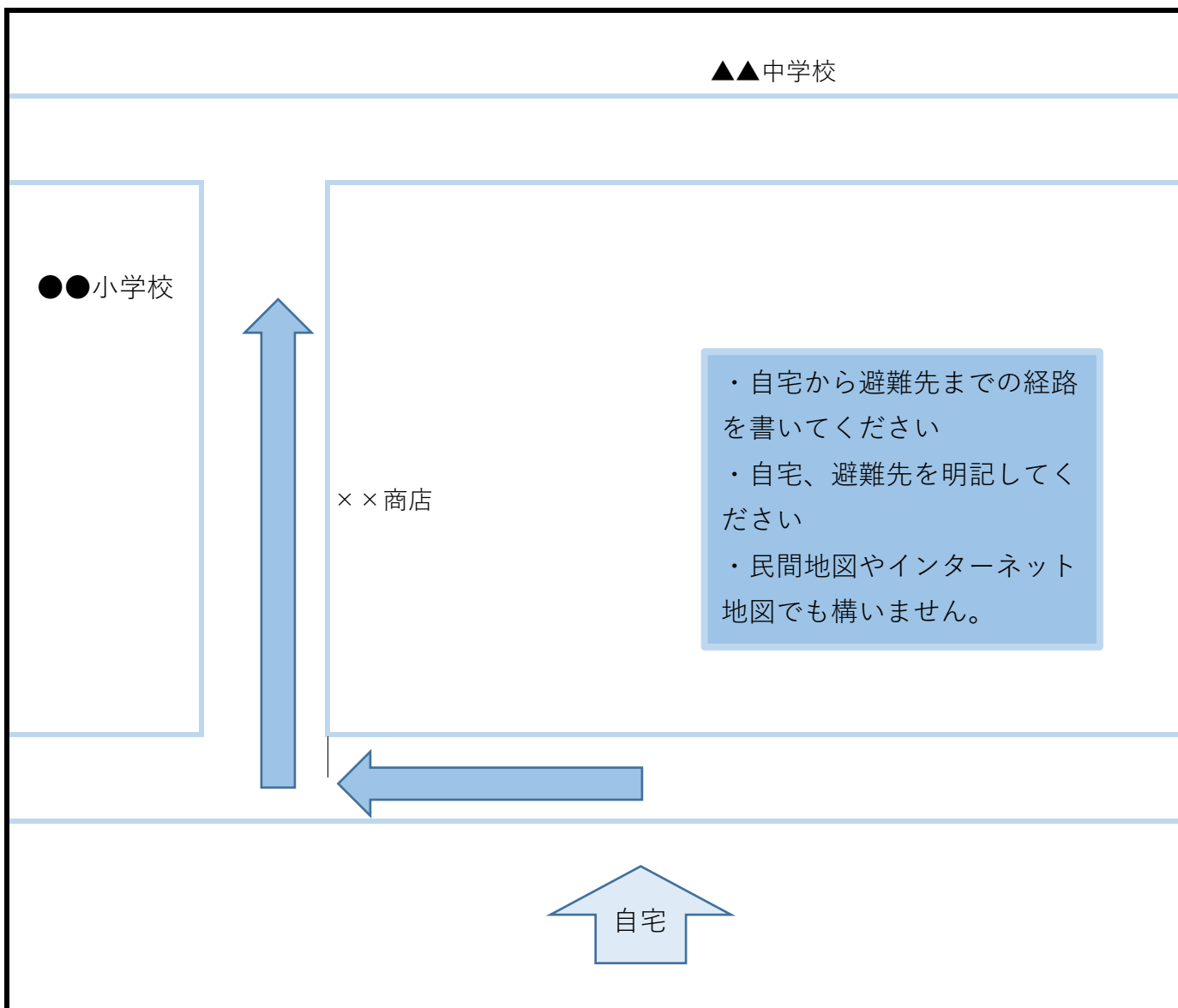


*** アンケート ***

①福祉避難所が開設された場合

- ☒ 利用したい
☐ 利用の希望無し

※福祉避難所とは避難生活が長期化することが見込まれる場合、一般の避難所とは別に介護や障害により支援が必要な方のために、災害が発生して数日後に開設されます。

②避難の際に支援をしてくれる人がいない方におたずねします。

- ☒ 近所でどなたか見つければ支援をお願いしたい
☐ 今のところ必要ない

* アンケートは以上です。ありがとうございました。

個別避難計画作成についての重要事項説明

- ☑ この計画は、災害時にどのような支援を得て避難行動をとればよいかということについて、自らが確認し、あらかじめ取り決めをして記録しておくものです。
- ☑ 個別避難計画はご本人またはその家族等の了承のもとで、必要に応じて任意で作成するもので必ず作成しなければならないものではありません。
また、ご本人又はその家族等からの申し出によって随時変更することができます。
- ☑ 地域の方々による災害時等の声掛けや、避難の支援は、地域の方々の助け合い、支え合いの精神に基づくもので、法的な義務や責任を負うものではありません。そのため、地域の方々からの支援が得られない場合もありますので、予めご理解ください。
- ☑ 災害時は、ご本人又はその家族等のもとに公的な支援が提供されるまでには相当の時間がかかります。市の職員や福祉サービスの事業者はすぐにご自宅にかけつけることができないことを予めご理解ください。
- ☑ 災害時に地域の方々から声掛けや避難の支援をしていただくため、日頃から地域の方々との交流に努めてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・以下福祉専門職確認欄・・・・・・・・・・・・・・・・・・

☑ 本人は在宅生活を送っている（施設入所等ではない）

☐ 本人は施設に入所している（「避難行動要支援者名簿抹消届」が必要です）